

令和5年度（2023年度）

函館市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 子宮頸がん検診および乳がん検診のクーポン券等配布  
（第5条—第13条）

第3章 個別の受診勧奨・再勧奨  
（第14条—第16条）

第4章 精密検査未受診者に対する受診再勧奨  
（第17条—第19条）

第5章 雑則（第20条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱」（平成30年3月28日付け健発0328第20号厚生労働省健康局長通知）の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

（実施の基準）

第2条 実施の基準については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）によるほか、この要綱の定めによるものとする。

（事業の対象者）

第3条 この事業の対象者は、第4条各号に掲げる事業を実施する時点において、函館市の住民基本台帳に登録されている者とする。

ただし、東日本大震災の被災により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域の住民（以下「被災者」という。）

で函館市に避難し滞在している者については，被災者の避難元市町村と費用負担や実施結果の情報共有等について調整のうえ，事業の対象とすることができる。

（事業の内容）

第4条 この要綱により実施する事業は，次のとおりとする。

- (1) 子宮頸がん検診および乳がん検診のクーポン券等配布
- (2) 個別の受診勧奨・再勧奨
- (3) 精密検査未受診者に対する受診再勧奨

第2章 子宮頸がん検診および乳がん検診のクーポン券等配付

（目的）

第5条 この事業は，函館市が実施する子宮頸がん検診および乳がん検診において，一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで，検診受診の動機付けを行い，がん検診の受診を促進し，がんの早期発見につなげ，がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

（検診業務の委託）

第6条 検診の実施にあたっては，検診業務の実施体制，検査の実施方法およびその精度管理の状況等から判断して適当と認められる医療機関等（以下「検診実施機関」という。）に委託するものとする。

（対象者の考え方）

第7条 表に定める年齢に該当する者であって，令和5年（2023年）4月20日時点で函館市に住民登録のある者とする。

対象	生年月日
子宮頸がん検診	平成14(2002)年4月2日～平成15(2003)年4月1日
乳がん検診	昭和57(1982)年4月2日～昭和58(1983)年4月1日

ただし，新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年度に受診ができなかった令和4年度の対象者（下表に定める年齢に該当する者）については，令和5年度の対象者とみなすものとする。

対象	生年月日
子宮頸がん検診	平成13(2001)年4月2日～平成14(2002)年4月1日
乳がん検診	昭和56(1981)年4月2日～昭和57(1982)年4月1日

(事業の内容)

第8条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象者に対するクーポン券の送付
- (2) 対象者に対する検診手帳の送付
- (3) 対象者がクーポン券を利用してがん検診を受診する場合の自己負担分の助成措置の実施

(事業の開始日および検診の受診回数)

第9条 事業は、令和5年(2023年)4月1日から開始し、クーポン券の有効期間は、配付の日から令和6年(2024年)2月29日までとし、1人1回検診できるものとする

(実施方法)

第10条 検診は、受診者が個別に直接検診実施機関において受診するものとし、本要綱に定めのない事項については、子宮がん検診業務実施要領および乳がん検診業務実施要領によるものとする。

(クーポン券等の交付)

第11条 クーポン券等は、次のとおり交付する。

- (1) 市長は、対象者に、クーポン券および事業の趣旨、内容、利用方法等を記載した受診案内を一括して送付する。
- (2) 交付したクーポン券をき損し、または紛失した場合において、函館市新たなステージに入ったがん検診無料クーポン券再交付申請書(別記第1号様式)により再交付の申請があったときは、再交付するものとする。

(償還払)

第12条 対象者のうち、当該年度における事業の開始日からクーポン券の有効期間内において、函館市が実施するがん検診をクーポン券

を使用せずに受診した場合、申請者に対して、下表に掲げる額を限度として償還するものとする。

無料クーポン券の種類	受診方法	申請金額（償還限度額）
子宮頸がん検診	個別受診	1,500円
	集団受診	1,000円
乳がん検診	個別受診	1,800円
	集団受診	1,300円

なお、この助成を受けようとする者は、それに要した費用の自己負担分について、市長に対し、函館市新たなステージに入ったがん検診費償還払申請書（別記第2号様式）に次の書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 本人に交付されたクーポン券
  - (2) 当該がん検診に係る医療機関からの本市がん検診と判別できる領収書
  - (3) 各種保険証および身分証明書等本人であることを確認できる書類の写し
  - (4) 振込先口座の通帳の写し
- 2 前項の規定による申請期限は、令和6年2月29日までとする。
- 3 市長は、第1項の申請があった場合、速やかに審査を行い、償還払をすることと決定したときは、函館市新たなステージに入ったがん検診費償還払決定通知書（別記第3号様式）により、償還払をしないことと決定したときは函館市新たなステージに入ったがん検診費償還払却下通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により償還払を受けた者に対し、償還払の決定の全部または一部を取り消し、償還払をした額の返還を命ずることができる。
- （がん検診台帳の整備について）

第13条 市長は、クーポン券を利用した者の受診状況等についてがん検診台帳を整備するものとする。

### 第3章 個別の受診勧奨・再勧奨

(目的)

第14条 この事業は、函館市が実施する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん検診において、個別の受診勧奨・再勧奨を強化することにより、がん検診の受診を促進し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

(対象者の考え方)

第15条 対象者は、下表に定める年齢に該当する者のうち、一定の条件に該当する者とする。

	対象年齢
胃がん検診	40～69歳の男女
子宮頸がん検診	20～69歳の女性
肺がん検診	40～69歳の男女
乳がん検診	40～69歳の女性
大腸がん検診	40～69歳の男女

(事業の内容)

第16条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 令和4年度(2022年度)大腸がん集団検診受診者に対し、受診勧奨チラシ、大腸がん検査キットおよび胃がん検診の間診票を送付し、送付後一定期間経過しても未受診である者に対して再勧奨はがきを送付する。
- (2) 過去に胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診の受診があり、直近2年度(令和3年度(2021年度)～令和4年度(2022年度))および受診勧奨時点における令和5年度(2023年度)未受診者のうち、40～69歳の者にがん検診の啓発リーフレットを送付する。
- (3) 第7条に定める子宮頸がん検診、乳がん検診のクーポン券の対

象者のうち、クーポン券送付後一定期間経過しても未受診である者に対して再勧奨はがきを送付する。

#### 第4章 精密検査未受診者に対する受診再勧奨

(目的)

第17条 この事業は、函館市が実施する胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの要精密検査と判断された者に対して着実に精密検査を受診させることにより、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

(対象者の考え方)

第18条 対象者は、函館市が実施した胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がんおよび大腸がんのがん検診の受診結果で、要精密検査となったが、その後、精密検査を受診していない者とする。

(事業の内容)

第19条 対象者に対し、精密検査の受診再勧奨を郵送で行うものとする。

#### 第5章 雑則

第20条 この要綱に定めるもののほか検診の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別記第1号様式)

函館市新たなステージに入ったがん検診無料クーポン券再交付申請書

再 交 付 申 請 日	年 月 日
無料クーポン券の種類	子宮頸がん検診 ・ 乳がん検診
再交付を受けようとする理由	き損・紛失・その他 ( )

(再交付を受けようとする理由がき損である場合は、き損した無料クーポン券を添付すること。)

函館市新たなステージに入ったがん検診無料クーポン券の再交付を受けたいので、函館市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱第11条第2項の規定により申請します。

函館市長 様

住 所  
氏 名  
電 話 ( )

※函館市記入欄

無料クーポン券番号

課 長	主 査	担 当

申請のとおり再交付したい。

再交付年月日 年 月 日





(別記第2号様式)

函館市新たなステージに入ったがん検診費償還払申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

申請者 住所  
氏名

函館市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱第12条第1項の規定により申請します。

なお、償還払の可否を決定するために必要な場合は、本申請に係る情報の照会・提供および医療機関に対するがん検診内容等の照会について同意します。

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名		無料クーポン 券番号	
電話番号	( ) -		

無料クーポン券の種類	申請金額 (自己負担額)	償還払決定額 函館市記入欄
	円	円
	円	円
	合計金 円	合計金 円

【振込先金融機関の名称および口座番号】

振込先銀行等の名称	口座番号	口座名義
銀行 本店 金庫 支店 出張所	普通 当座	フリガナ( )

※添付書類

- (1) 交付された無料クーポン券
- (2) 当該がん検診に係る医療機関の領収書 (函館市のがん検診と分かるもの)  
※ 紛失
- (3) 各種保険証および運転免許証等本人であることを確認できる書類の写し
- (4) 償還金振込先口座の通帳の写し

注意：申請者と口座名義人は、同一人であること。

受付印



(別記第3号様式)

函 福 健  
年 月 日

様

函 館 市 長

**函館市新たなステージに入ったがん検診費償還払決定通知書**

年 月 日付けで申請のあった函館市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業がん検診費の償還払について、次のとおり決定したので、函館市新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱第12条第3項の規定により通知します。

記

1 償還払をする金額

金 円

2 虚偽の申請その他不正な行為があった場合は、この決定の全部または一部を取り消し、当該取消しに関し既に償還払をした金額があるときは、その返還を命ずることがあります。

3 償還払をした金額の返還を命ぜられ、これを期日まで納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければなりません。

保健福祉部健康増進課  
TEL 32-1536  
FAX 32-1526

(別記第4号様式)

函 福 健  
年 月 日

様

函 館 市 長

**函館市新たなステージに入ったがん検診費償還払却下通知書**

年 月 日付けで申請のあった函館市新たなステージに入ったがん検診費の償還払について、次の理由により却下することと決定したので、通知します。

理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（ 保健福祉部健康増進課  
TEL 32-1536  
FAX 32-1526 ）